

大手前高松高等学校野球部OB会会則

第1条（名称）

本会は、大手前高松高等学校野球部OB会と称する。

第2条（事務局）

本会の事務局は、香川県高松市室新町1166番地 大手前高松高等学校に置く。

第3条（会員）

- 1.本会の会員は、大手前高松中学高等学校野球部（軟式・硬式）に在籍した者（卒業時）とする。
- 2.ただし、在学中に退部した者も、会長の承認により、入会可能とする。

第4条（目的）

本会は、部員生徒の健全なる育成と大手前高松高等学校野球部の発展に対して物心両面での援助を行うことを目的とし、あわせて会員相互の親睦および会員と母校との連携を図る。

第5条（事業）

第4条（目的）を達成するため、次の事業を行う。

- 1.大手前高松高等学校野球部の発展に対する援助。
- 2.会員相互の親睦のための事業。
- 3.会員名簿の作成。
- 4.会員活動に対する援助及び情報の交換。
- 5.その他、本会目的達成のために必要なこと。

第6条（総会）

- 1.総会は毎年1回行う。（12月予定）
- 2.総会は会長がこれを招集する。
- 3.総会の議事は出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4.必要の場合は臨時総会を開催する。
- 5.役員会をもって総会にかえることができる。

第7条（役員会）

- 1.会長以下役員を以って役員会を構成する。
- 2.役員会の議事は、出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条（役員）

役員は次の通りとする。

- 1.会長1名、副会長1名、顧問若干名、事務局若干名、委員2名、監事2名。
- 2.役員任期は3年とするが、重任を妨げない。

第9条（会長）

会長は会務を総括し、本会を代表する。

第10条（副会長）

副会長は会長を補佐し、会長が欠けた際には、その職務を代行する。

第11条（顧問）

- 1.本会に顧問をおくことができる。
- 2.会長は顧問を委嘱し、総会に報告する。

第12条（事務局）

- 1.会員の名簿を作成する。
- 2.事務局はOB会会則に沿った事務会計を行い、年1回監査を受ける。

第13条（委員）

- 1.委員は、大手前高松高等学校野球部OBで会員より選出する。
- 2.会員相互の親睦のため、企画立案し実行する。

第14条（監事）

監事は会計を監査し、総会に報告する。

第15条（会計）

本会の経費は、会員からの会費等でまかなう。

- 1.会費は年会費とし、金額は年度ごとに会長の判断に委ねる。
- 2.その他、必要が生じた場合、会長の判断により、費用を徴収することができる。

第16条（会計年度）

本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第17条（会則の変更）

会則の変更及び細則の変更等は、役員協議のうえ総会にはかり、決定できるものとする。

附則

本会の会則は平成25年4月1日からこれを施行する。

ただし、年会費は平成25年度分より徴収する。

本会則に定めていない事項については、必要に応じて役員協議のうえ、会員の賛同のもとに実施する。

ただし、急を要する場合は会長の判断に委ねる。

大手前高松高等学校野球部OB会

事務局 西本 翔太

〒761-8062 香川県高松市室新町1166番地

TEL：090-9452-4144

Mail：otemaets-07@otemaetk.com

大手前高松高等学校野球部 OB 会平成 25 年度役員

役職	氏名	卒業年度
会長	三谷 隆司	平成 17 年度
副会長	鷹柳 耕平	平成 17 年度
顧問	東原 隆啓	昭和 59 年度
顧問	森本 勝幸 (現校長)	
事務局	滝川 俊彦	平成 17 年度
事務局	西本 翔太	平成 18 年度
委員	虫本 祐介	平成 18 年度
委員	中村 悠資	平成 19 年度
監事	東原 隆啓	昭和 59 年度
監事	井本 絵梨香	平成 18 年度